

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和 4 年 1 0 月 4 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

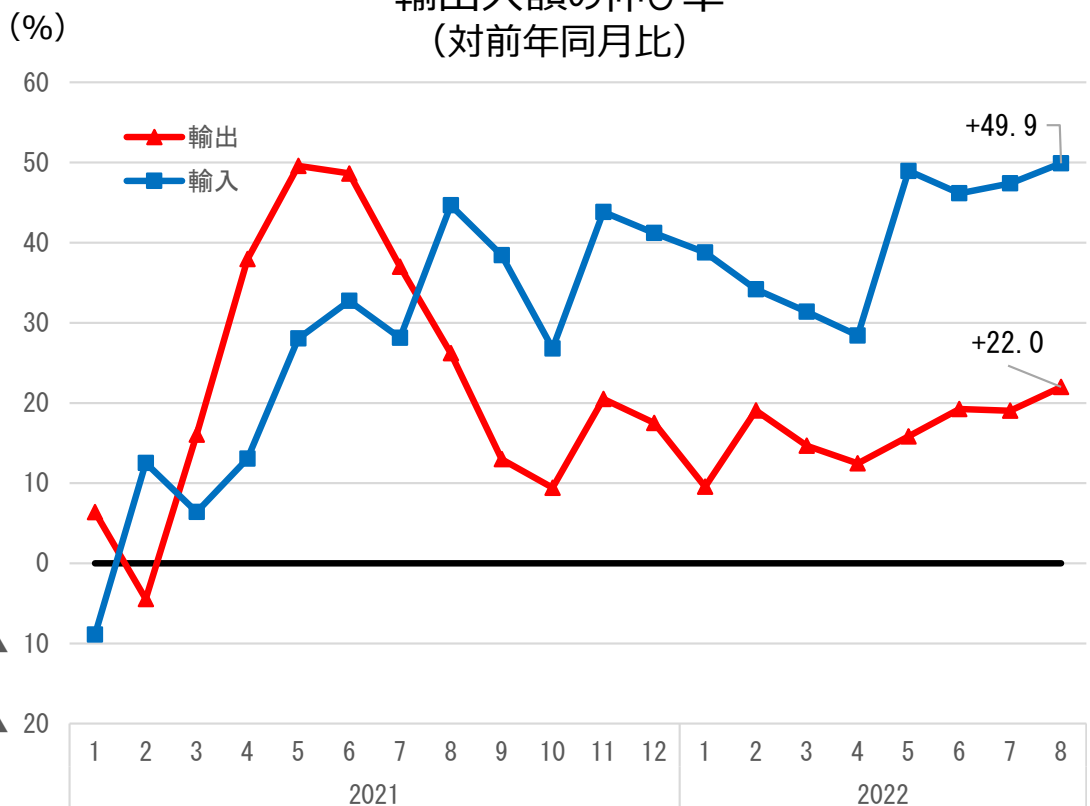
3. スマート税関構想2020・税関発足150周年事業

4. 令和5年度関税改正

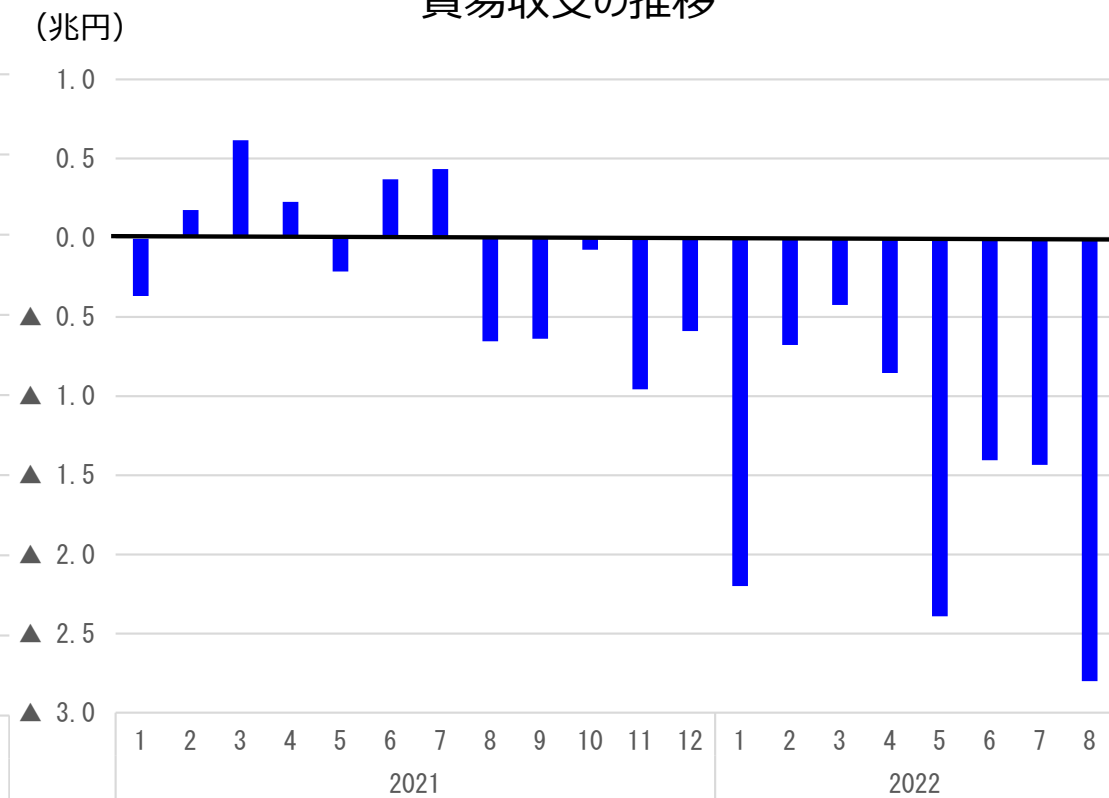
日本の輸出入の最近の動向

- 2022年8月の輸出額の伸び率は22.0%増で、18か月連続でプラスとなった一方、輸出数量はほぼ横ばいで推移。
- 輸入額の伸び率は49.9%増（同月）で、19か月連続でプラス。輸入額の大幅な増加は、資源価格の高騰等による輸入単価の上昇が要因。輸入数量の伸びは微増。
- 貿易収支は2.8兆円の赤字（同月）で過去最大。また、13か月連続の赤字。2022年1月～8月の貿易赤字の累計額は12.2兆円（暦年ベースの過去最高の貿易赤字額は2014年の12.8兆円）。

輸出入額の伸び率
(対前年同月比)



貿易収支の推移

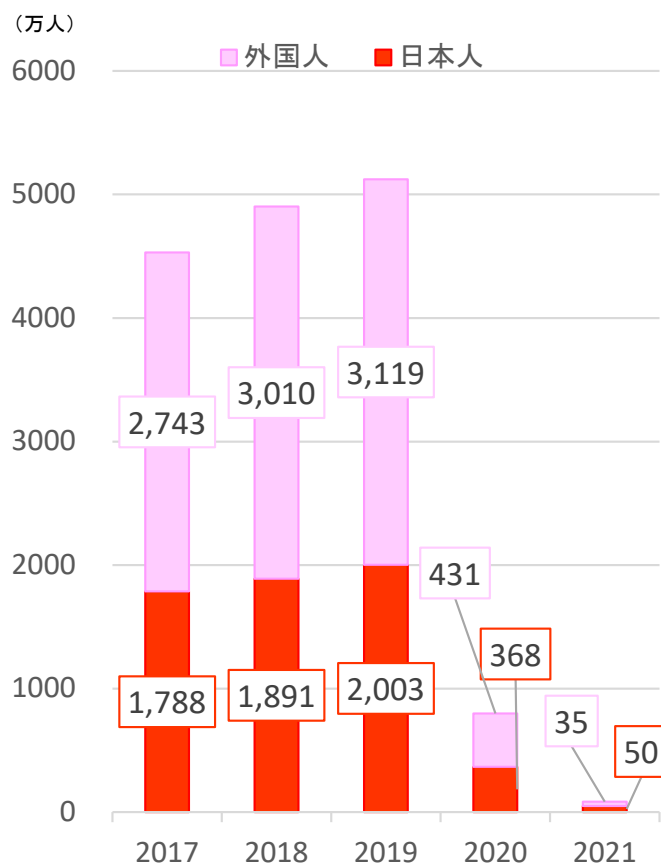


(出典)財務省貿易統計(2022年8月速報値まで)

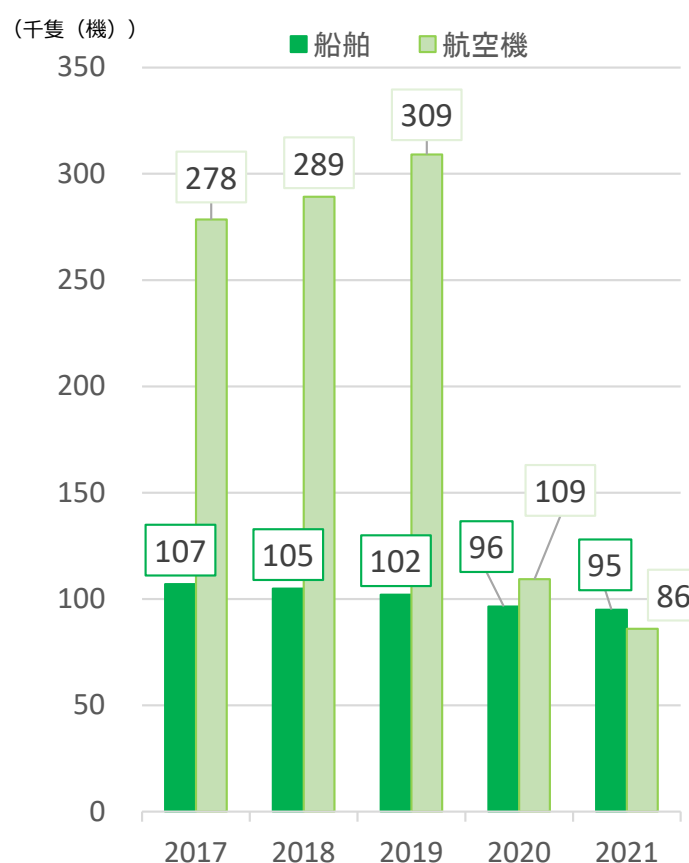
税関における主要業務量の推移

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、入国者数及び航空機入港数は大幅減。
- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2021年には航空貨物の輸入許可件数が対前年比1.3倍（4年前比では2.9倍）、海上貨物についても対前年比2.1倍と急増。

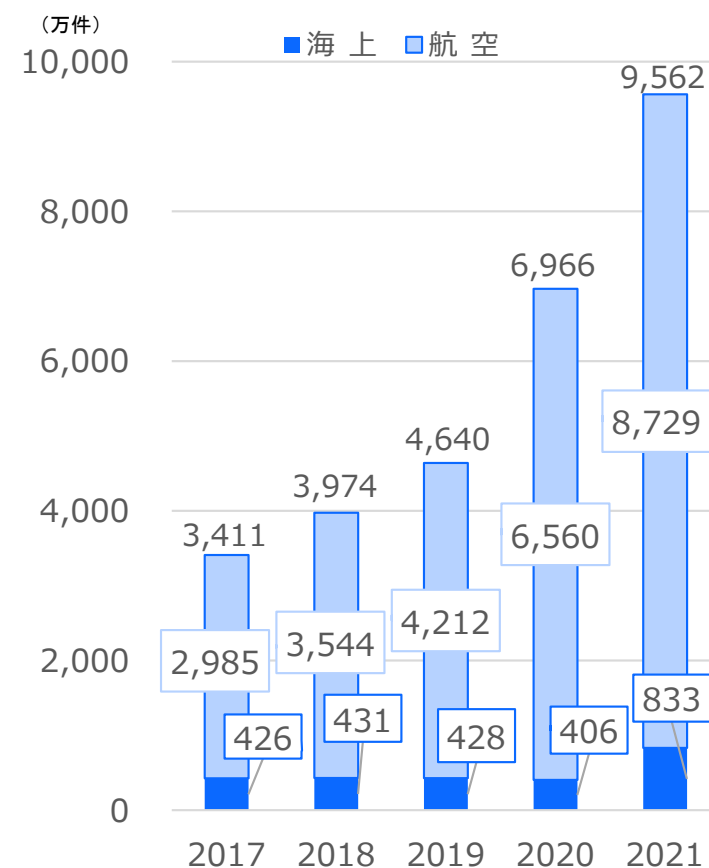
<入国者数の推移>



<船舶・航空機入港数の推移>



<輸入許可件数の推移>

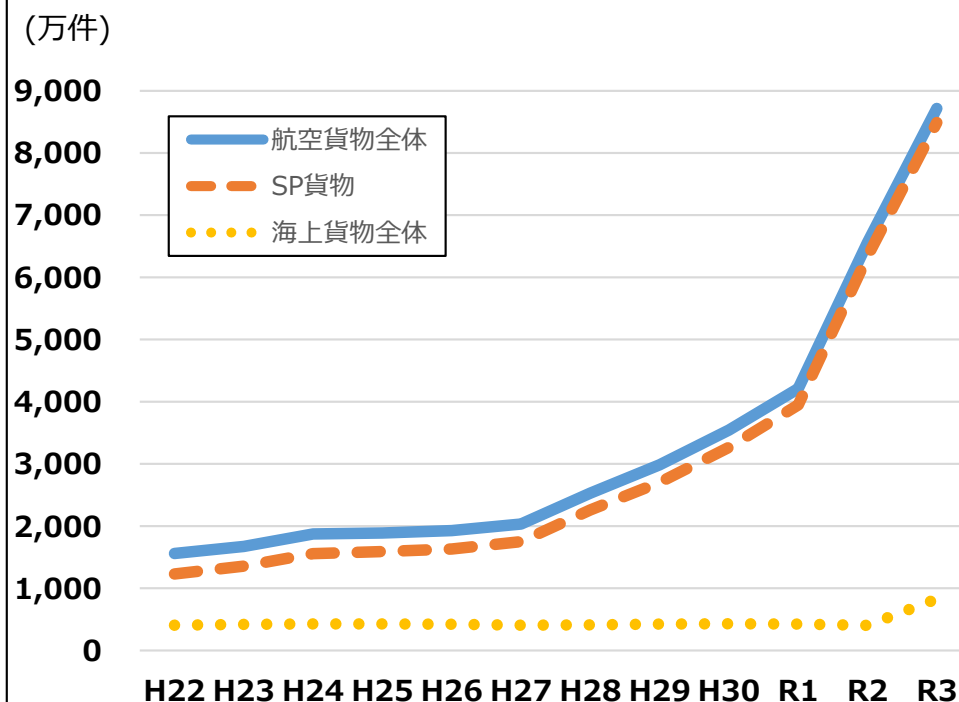


越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増

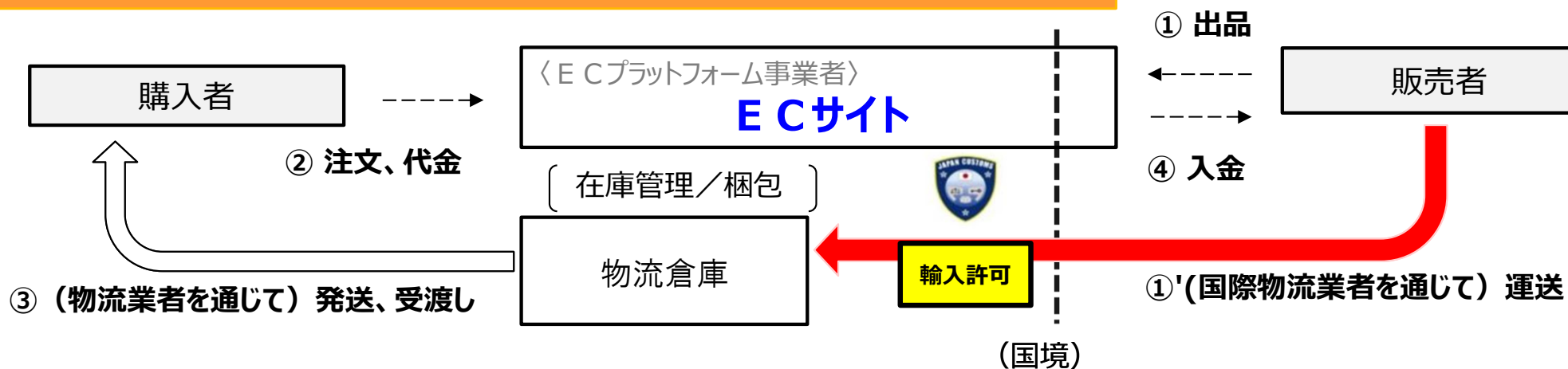
- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入貨物の小口化が進展し、S P 貨物が急増。大半は通販貨物（海外販売者から国内購入者に直接配送されるもの）とみられる。不正薬物等の密輸はS P 貨物でも摘発。
- また、ECプラットフォーム事業者の提供するサービス（在庫管理・発送等）を利用する非居住者によって、ECサイトで売買が成立する前に貨物の輸入がなされるケースがある。
⇒輸入時は取引価格は存在せず、販売予定価格等から課税価格を計算する必要。
⇒このような輸入において、実態を把握していない者を介して不適正な課税価格での輸入申告が行われる事例が散見。
- 迅速な通関を確保しつつ、不正薬物等の水際取締の強化及び適正な関税等の徴収の観点から、効果的・効率的な貨物の審査・検査を行えるようにすることが急務。

(参考) S P 貨物：輸出者（荷送人）の戸口から輸入者（荷受人）の戸口までの一貫輸送を基本とする貨物であり、国際エクスプレス貨物・国際宅配便といわれている小口急送貨物をいう。

S P 貨物に係る輸入の許可件数の推移

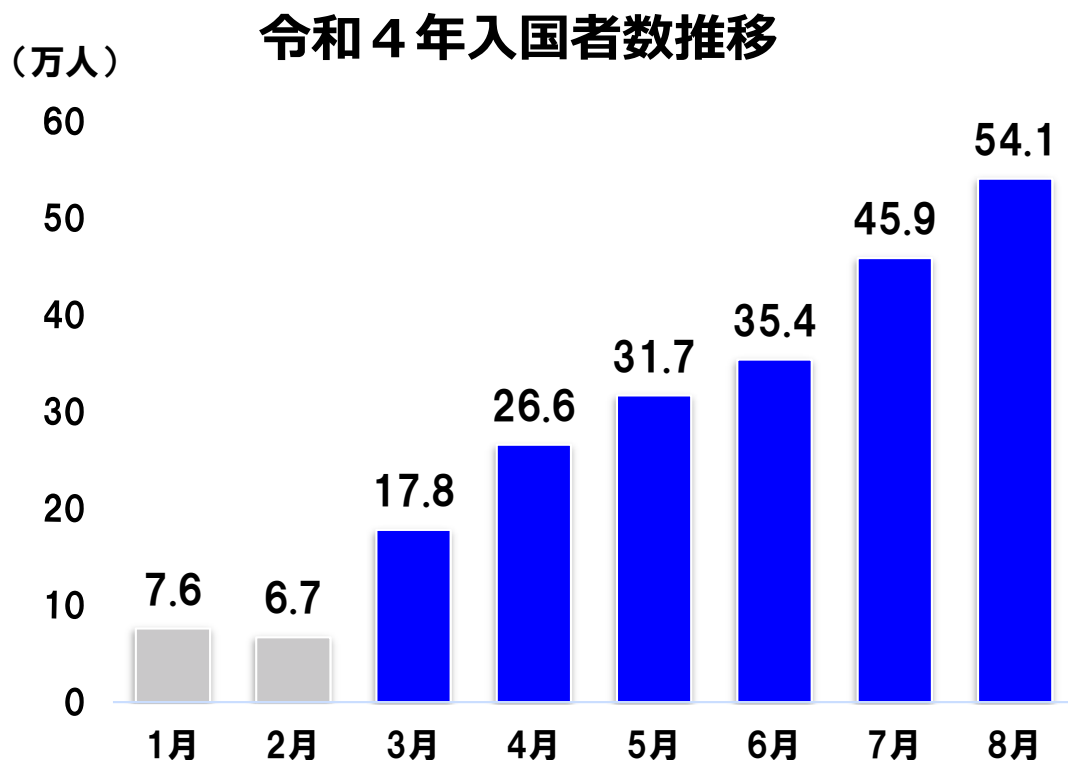


ECプラットフォーム事業者の提供するサービスを介したS P 貨物 (イメージ)



入国旅客の増加に向けた対応等

- 現在、税関では、コロナ禍で一時的に行政需要が落ち込んでいる空港等の職員を、急増している輸入貨物の検査要員などに充てるため、応援職員として派遣。
- 新型コロナウイルスに係る水際対策については、感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを取りながら、段階的に緩和を推進。
- 今後の入国旅客の増加に対応するため、税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）等の機器の積極的な活用、応援職員の再配置等により迅速な通関と厳格な取締りを両立。



※法務統計より（8月は速報値）

1日当たりの入国者総数の上限緩和

- 3月1日 約5,000人
- 3月14日 約7,000人
- 4月10日 約10,000人
- 6月1日 約20,000人
- 9月7日 約50,000人
- 10月11日 上限撤廃

不正薬物の摘発状況

○ 令和3年における不正薬物の押収量は、6年連続で1トン超え

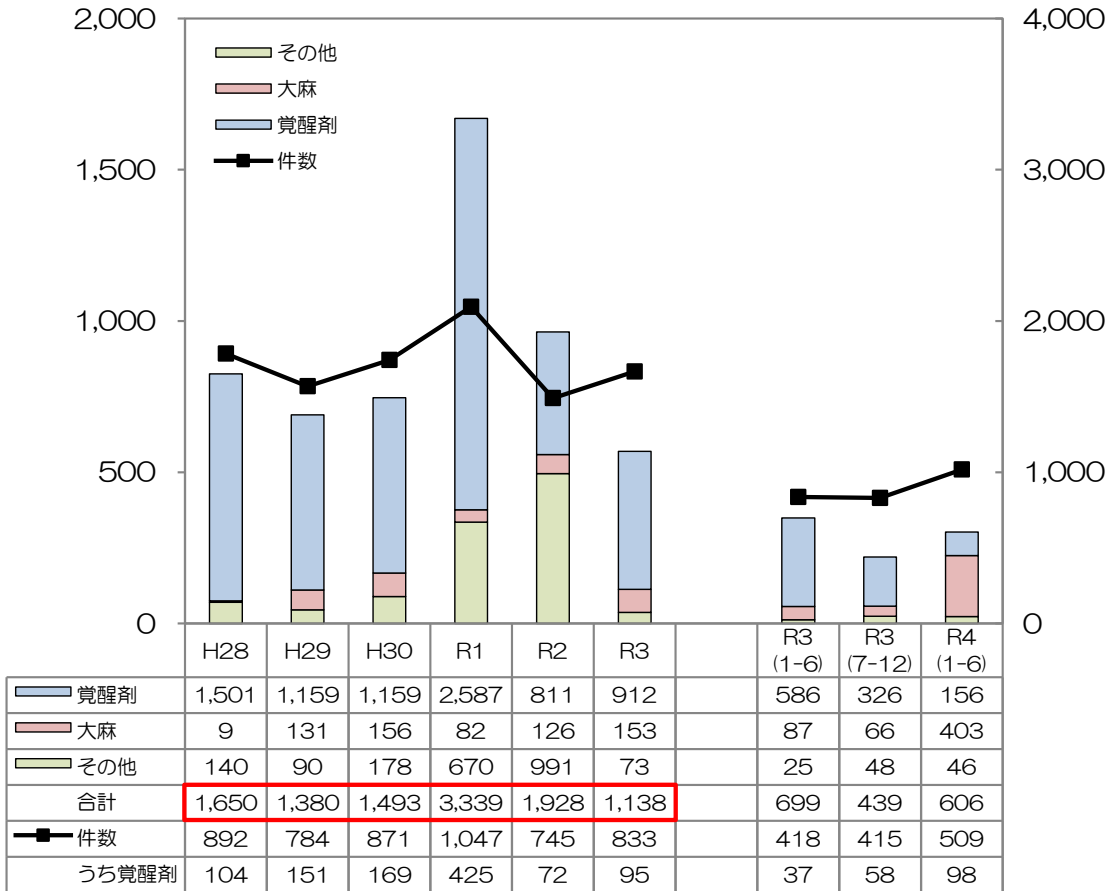
(参考) 覚醒剤の国内押収量全体(約6,816kg)に占める密輸押収量(約6,597kg)の割合は約97%(平成29年~令和3年累計)

○ 摘発件数では、航空機旅客による密輸が減少する一方、国際郵便物や航空貨物を利用した密輸が増加。
令和4年1~6月においても、この状況は継続。

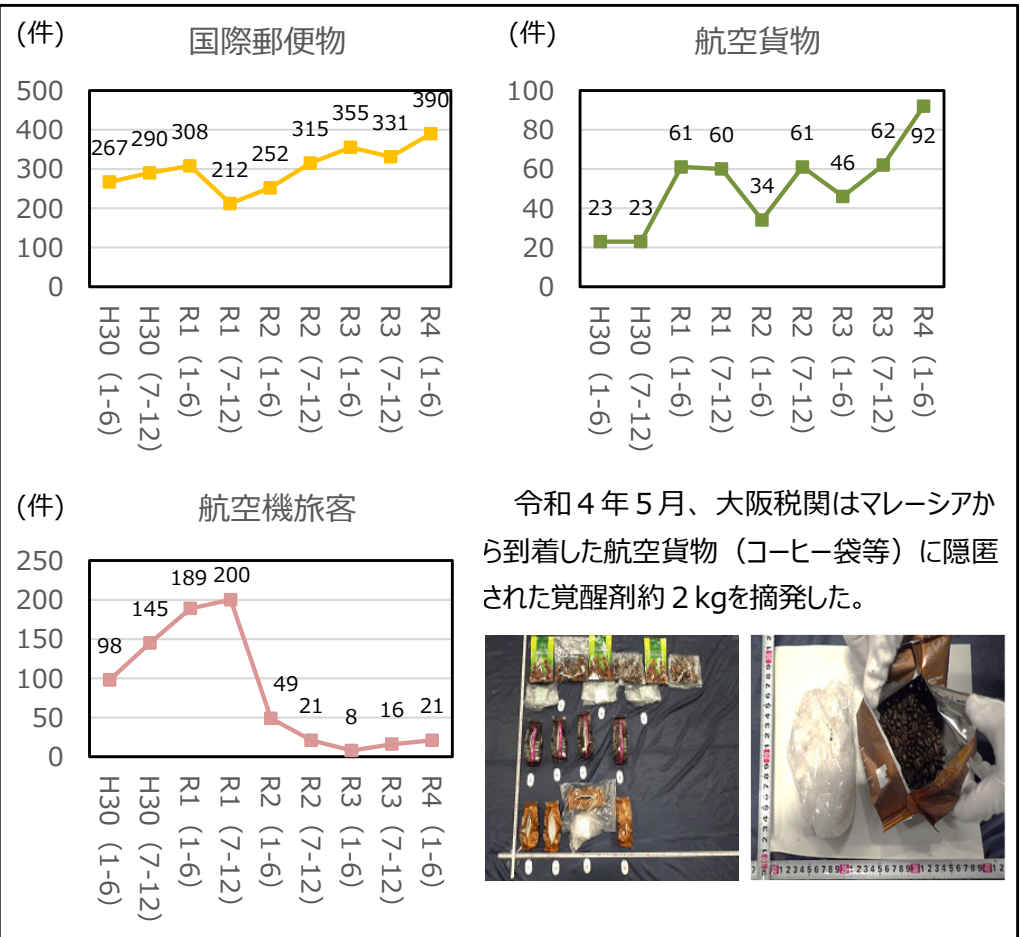
(摘発件数：件)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

(押収量：kg)



密輸形態別不正薬物摘発件数の推移



(注) その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。
令和3年、令和4年は速報値。

大規模国際イベントに向けた取締強化

これまでの水際取締の強化

東京オリンピック・パラリンピック等の重要イベントの開催に応じ、水際取締の警戒レベルを引き上げて対応

- 応援職員の派遣等、**集中的な人員投入**
- 貨物、国際郵便、旅客の携帯品等の**検査強化**
- 港湾等の**巡回強化**
- 国内外の関係機関、業界団体との**連携強化**

<主な取締・検査機器>

固定式X線検査装置



不正薬物・爆発物探知装置



今後の主なイベント

- G7広島サミット（2023年5月19日（金）～5月21日（日））
 - 本年8月、関税局・各税関に取締強化のための対策本部を設置
 - 2019年のG20大阪サミット開催時と同様、**厳重な水際取締**を実施予定
- 大阪・関西万博（2025年4月13日（日）～2025年10月13日（月））

今後の課題

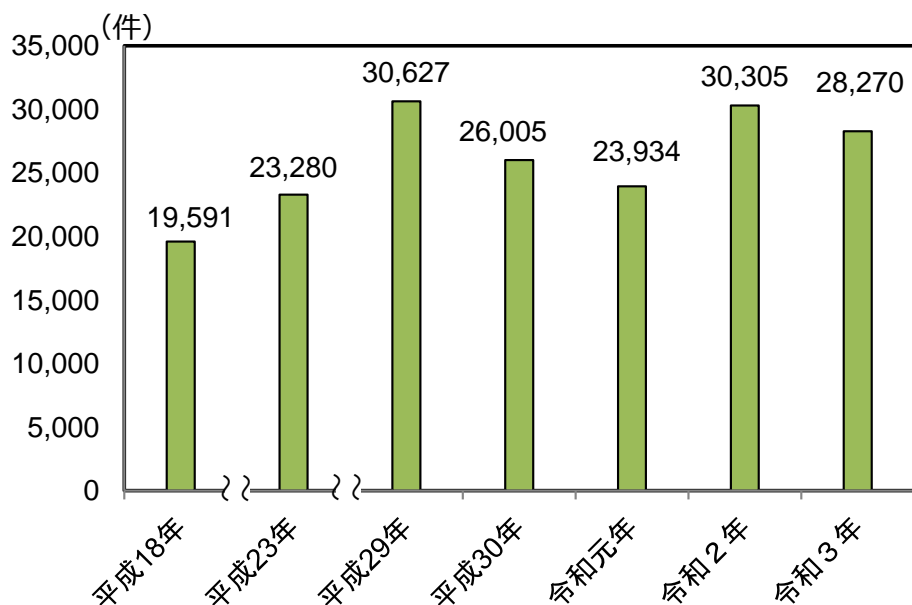
- 国際的なテロの脅威の継続に加え、電子商取引の拡大に伴う輸入貨物（SP貨物）の急増、入国旅客の増加に留意
- これまでの対応で得たノウハウや経験を活用して、引き続き関係機関と連携してテロ対策を推進

知的財産侵害物品取締りの取組

【知的財産侵害物品の取締りの状況】

- 令和3年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、28,270件（前年比 6.7 %減）。輸入差止点数は、819,411 点（前年比 39.1 %増）。知的財産侵害物品の輸入だけでも、1日平均、77 件、2,244 点を差し止めている。

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



◆ 海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化



例：バナー広告の掲載
施行前後に政府広報の実施により、大手ニュースサイトにバナー広告を掲載。



例：特設ページの開設

【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

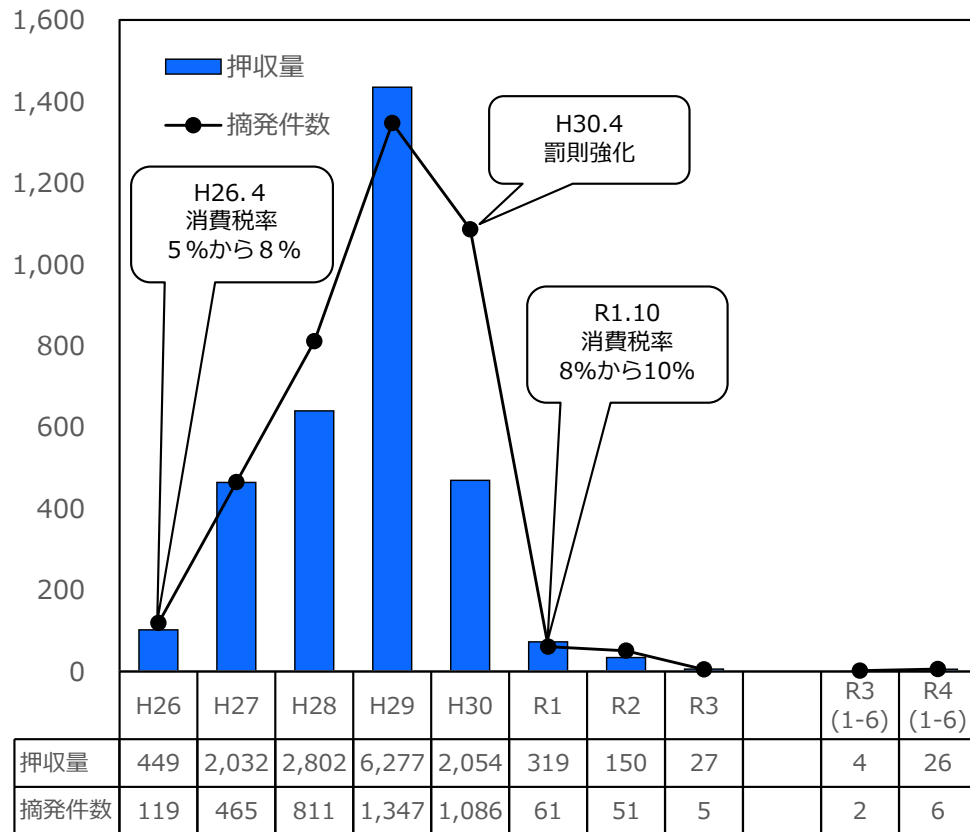
- 令和4年3月に関税法が改正され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 本件制度改正については、10月1日から施行。施行に先立ち、制度改正に係る周知のため、税関ホームページに制度改正に関する特設ページを開設するとともに、リーフレットの配布、ポスター（日・英・中・韓の4か国語）の掲示、政府広報の実施による大手ニュースサイトへのバナー広告の掲載といった、一般向けの周知・広報を強化した。
- また、特許庁及び独立行政法人国民生活センターと連携して、EC事業者に対して制度改正の周知・広報に関する協力を働きかけた。

金密輸入取締りに対する取組

- 令和4年1～6月における金の摘発件数は6件、押収量は約26kg
- 平成30年4月の罰則強化以降、摘発は大幅に減少
- 他方、隠匿手口が巧妙な事案も散見され、金の価格はウクライナ情勢等により高止まりしていることから、関係機関とも連携しつつ、検査機器の活用等により、引き続き、厳格に対応していく必要

(単位：件)

＜摘発件数と押収量の推移＞

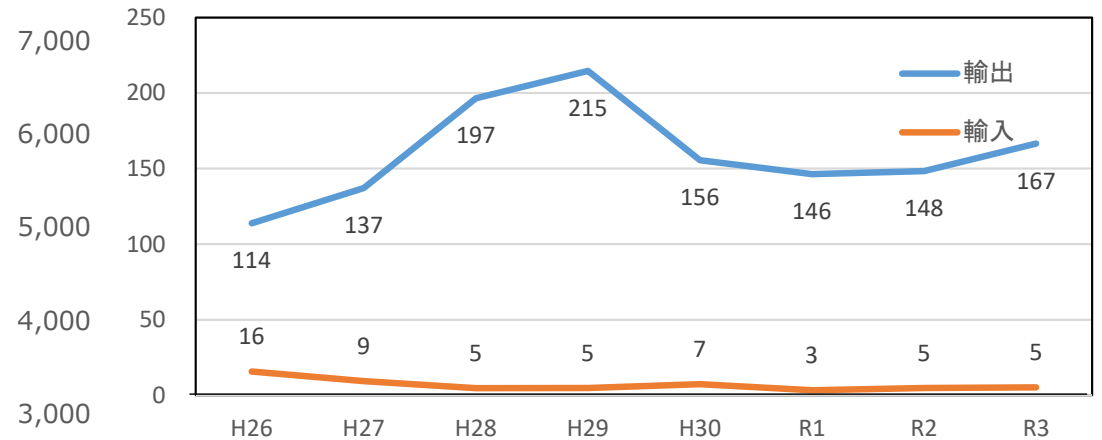


(令和3年、令和4年は速報値)

(単位：kg) (単位：トン)

＜輸出入量の推移＞

(出典) 財務省貿易統計

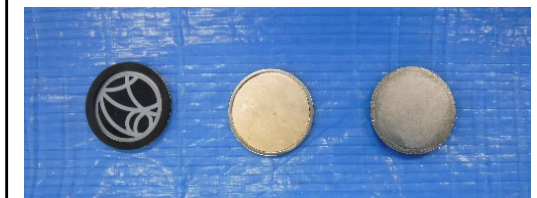


＜巧妙な隠匿手口＞

中国からの航空貨物（ICチップ）に隠匿された合計約10kgの金を摘発。



中国からの航空貨物（スマートフォンホルダー）に隠匿された合計約22kgの金を摘発。



ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 本年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7各国を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国としては、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアに対する奢侈品、半導体、量子コンピューター等の輸出禁止措置、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械及び貴金属の輸入禁止措置を、2月下旬より順次実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 本年3月11日、G7首脳声明において、ロシアへの最恵国待遇撤回に努めるとの声明を発出。
(参考) 最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。
- ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（4月20日成立、翌21日施行）。
(注) ロシアに対する当該措置の期限は令和5年3月31日となっているため、延長する場合は政令改正が必要となる。

税関の対応

- ロシア等に対する経済制裁を強固なものとするため、関係省庁等と緊密に連携しつつ、これらの措置の実効性を確保していく必要がある。
- 税関においては、輸入される貨物に対する適正な関税率の適用のための原産地の確認を行うとともに、輸出又は輸入される貨物について外国為替又は外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認が必要とされるか否かの確認を行うなど、厳格な水際取締りを実施。

経済安全保障上の脅威の高まり

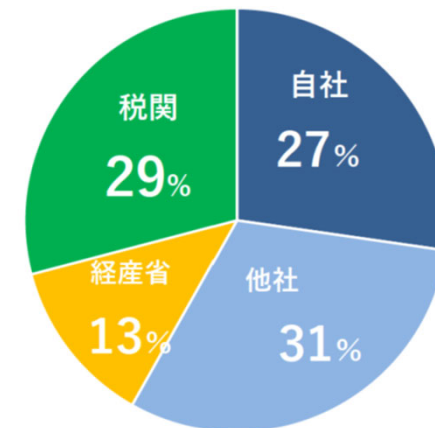
- 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出規制に該当する貨物については、輸出を許可するにあたり、経済産業大臣の輸出承認等の証明がなされているかを確認。
- 輸出規制に該当しない貨物として申告された場合であっても、輸出申告の内容や経済産業省からの情報提供等に基づき、輸出規制の該非について厳格な審査及び必要な貨物確認を行うとともに、輸出申告の適正性を確認するための輸出者に対する事後調査を実施。
- 加えて、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出を防止するための情報収集・分析を実施。

(注)2021年の輸出許可件数は、2千7百万件(前年比23%増)



- 昨今、経済安全保障上の脅威への対処が、政府全体として、重要な政策課題となっている。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備
 - 総理所信表明演説(令和3年10月8日)
「新たに設けた担当大臣の下、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。」
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関として、以下の取組みを進めている。
 - ① 関係機関及び民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報の収集を促進して集約するとともに、情報分析を強化する。
 - ② 適正な輸出通関の徹底を図るとともに、輸出された貨物に関する事後調査の充実を図る。

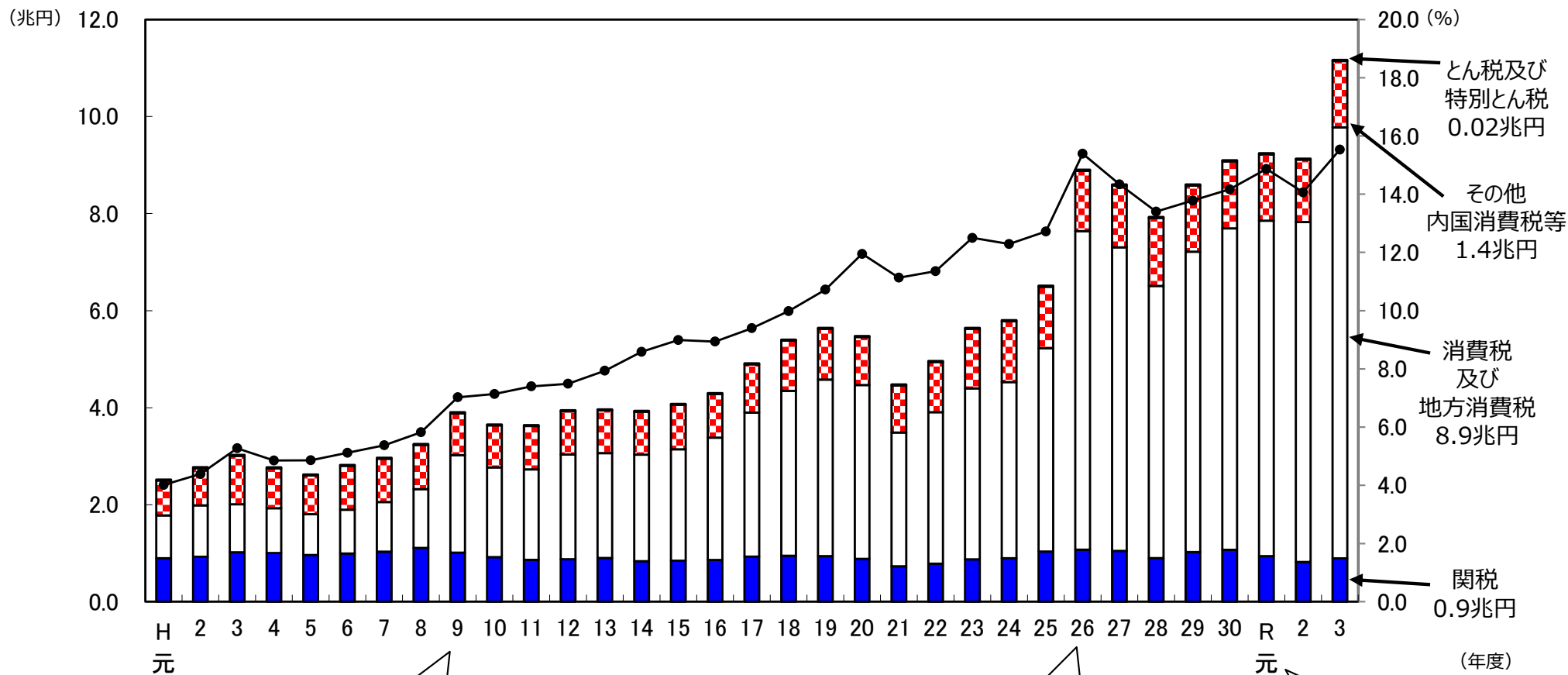
外為法違反発覚の端緒分類別割合
(令和2年度経済産業省資料)



税関の事後調査を端緒に発覚した事案29%

税関における収納額の推移

- 令和3年度の税関における収納額：約11.2兆円（前年度比22.3%増）
- 租税及び印紙収入の約15.5%に相当



平成9年4月
消費税率
3%から5%へ

平成26年4月
消費税率
5%から8%へ

令和元年10月
消費税率
8%から10%へ

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. スマート税関構想2020・税関発足150周年事業

4. 令和5年度関税改正

我が国EPA等の現状

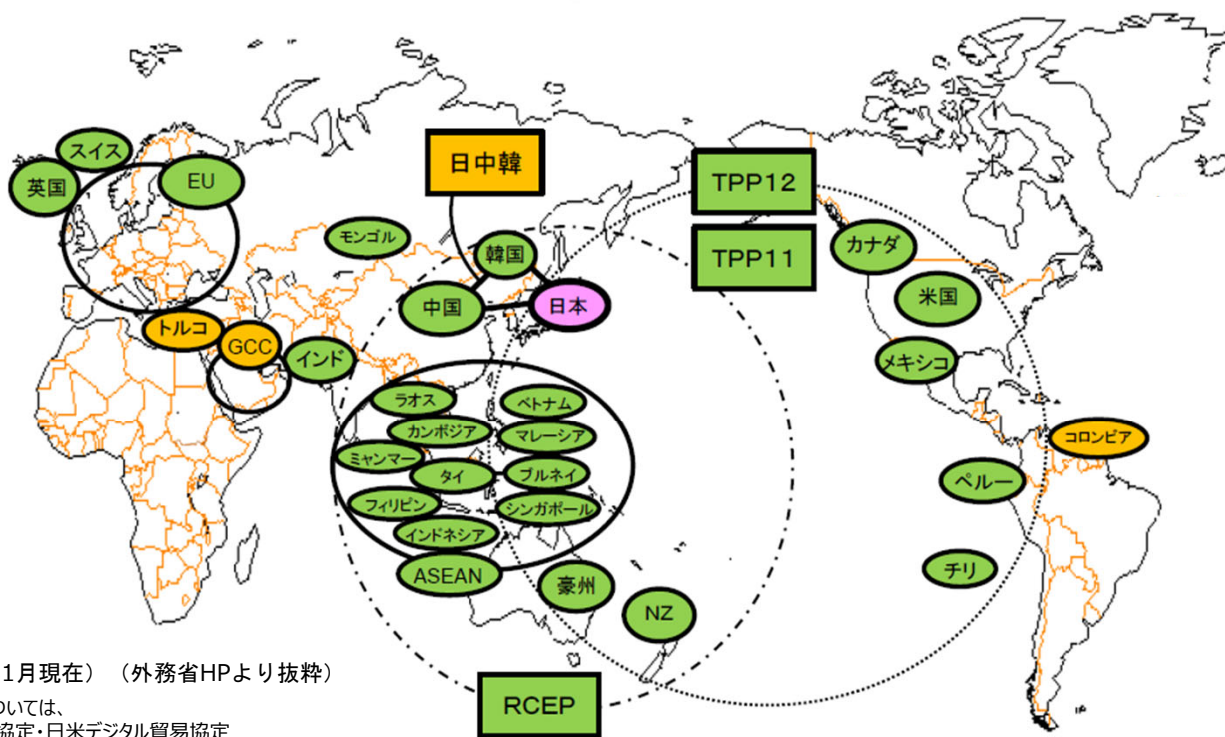
発効済 (20)

シンガポール（2002年11月（07年9月改正））、メキシコ（2005年4月（12年4月改正））、マレーシア（2006年7月）、チリ（2007年9月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、ASEAN（2008年12月、（2020年8月改正））、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、豪州（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、TPP11（2018年12月）、EU（2019年2月）、米国（2020年1月）、英国（2021年1月）、RCEP（2022年1月）

署名済 (1)

TPP12（2016年2月署名）

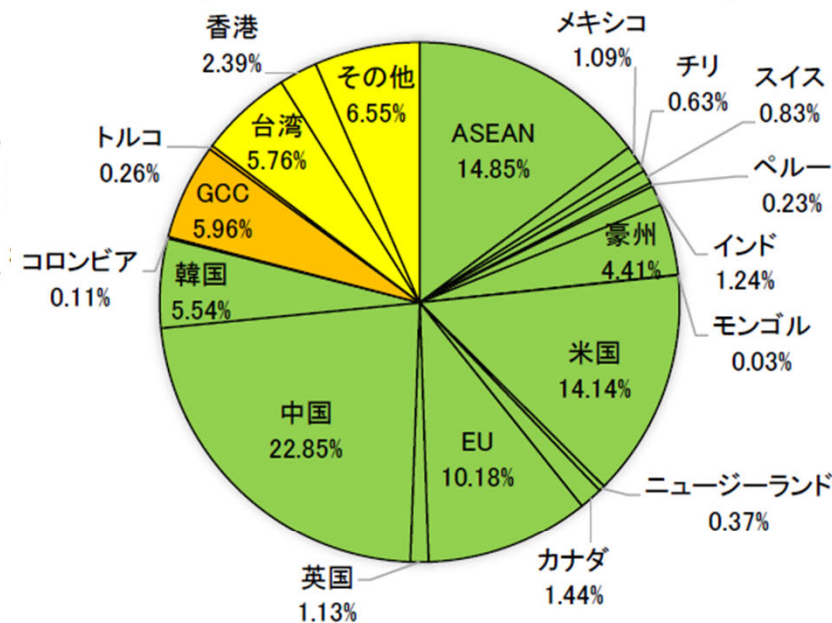
● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(2022年1月現在) (外務省HPより抜粋)

※米国については、
日本貿易協定・日米デジタル貿易協定

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合(小数点第3位四捨五入)



発効済+署名済	: 計 79.0%
交渉中(含む中断中)	: 計 6.3%
発効済+署名済+交渉中	: 計 85.3%

出典: 財務省貿易統計(2022年3月公表)
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

EPA利用促進に向けた取組

RCEPが発効したことにより、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割となった。
EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要。

具体的な取組

- 税関ホームページの利便性向上及び参考資料や動画コンテンツの充実等による情報発信の強化
- 事業者のニーズに沿った説明会の開催による理解の促進
- 輸出相談窓口の設置やEPA相手国に関する情報の充実による輸出者支援
- ヒアリングやアンケートを通じたニーズの把握

【利便性の向上】



EPA/原産地規則
について知りたい

EPA関連の情報を集約

【コンテンツの充実】



リーフレット等の充実

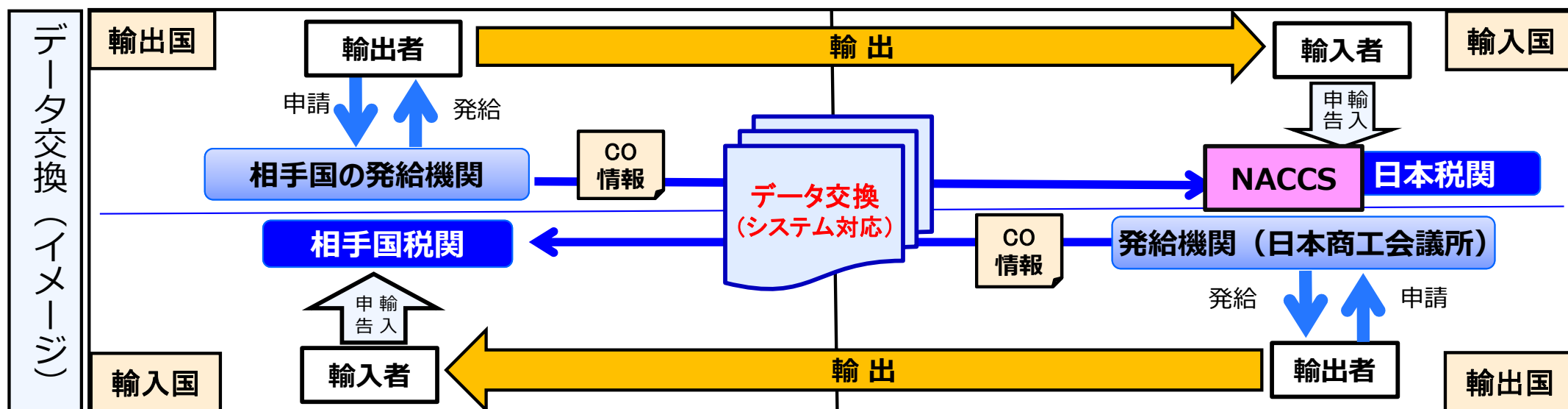
YouTubeの活用

原産地証明書（CO）データ交換について

- 我が国締結のEPAの原産地証明手続：
自己申告制度を導入済みである一部のEPAを除き、第三者証明制度を採用
⇒紙原本の郵送によるリードタイムへの影響
- 産業界のニーズ：
EPAの利用が多いASEAN各国の税関当局におけるCOのPDFによる受理
及びCOのデータ交換への期待
- COデータ交換のメリット：
PDFによる受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であることやCOの真正性が確保される。ASEAN域内国間においてはCOデータ交換実施済み

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）
「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。
その際には相手国の制度等を考慮する。」

- 2021年から、インドネシア、タイ、ASEANとの協議を開始。
- データ交換に必要な項目や接続方法について国内関係省等とも協議を進め、必要な検証を経て早期のデータ交換開始を目指す。

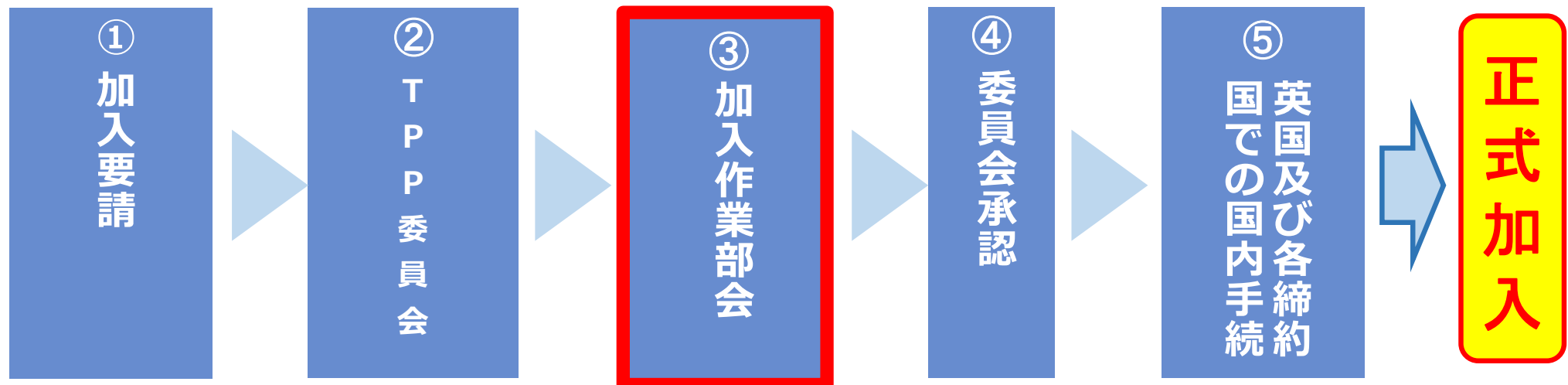


T P P 11 (CPTPP) に関する最近の動き

1. 英国のCPTPP加入交渉

- 2021年2月の加入要請後、同年6月T P P委員会（閣僚級）で**加入手続開始が決定**。
- 2021年9月28日から加入作業部会（議長：日本）を開催。英国が高いレベルのルールを遵守できるかの確認作業を実施中。
本年2月18日以降、**市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行**。

【T P P委員会決定に基づく英国のT P P加入手続の流れ】



2. CPTPP加入要請済の国・地域

- 中国、台湾、エクアドル、コスタリカが加入要請済。

日・米貿易協定改正議定書

<背景>

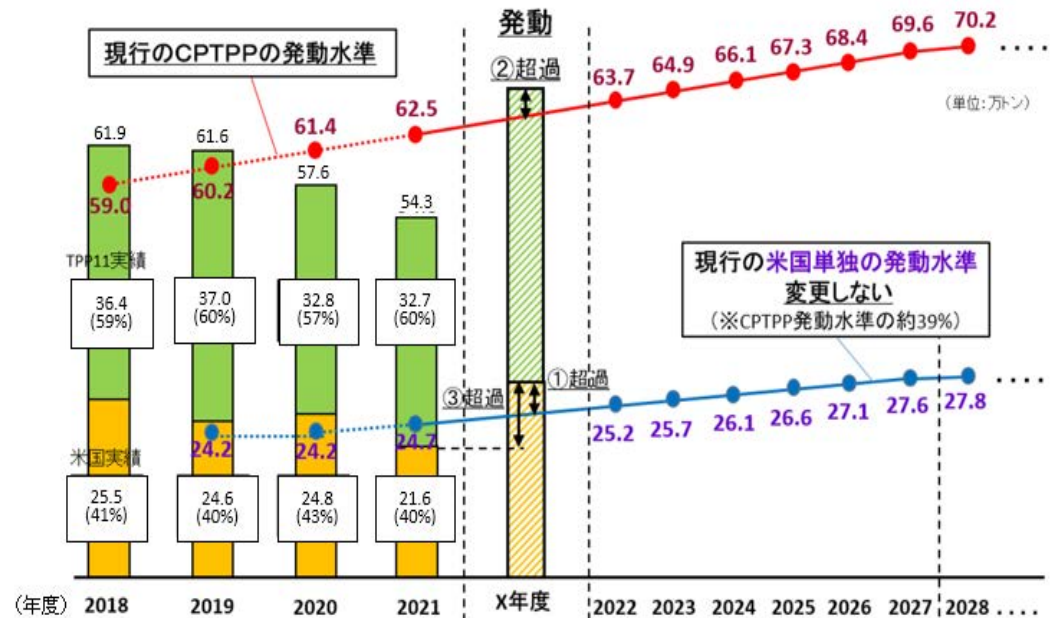
- **2021年3月**、2020年度の**米国産牛肉の合計輸入数量**が、日・米貿易協定に定める同年度の米国産牛肉に関する**セーフガード(SG)発動水準(24.2万トン)**を**超過**し、**SG措置が適用**(3月18日から30日間)。
- **2021年3月25日**、日・米貿易協定に関連して作成された交換公文上の義務に従って、当該措置の適用の条件を修正するための**日米協議を開始**。本年**3月24日**、**実質合意に達したことを発表**、その後の条文交渉を経て、**6月2日**、ワシントンD.C.において富田駐米大使とキャサリン・タイ通商代表との間で日・米貿易協定改正議定書に**署名**。

<主な内容>

- 日・米貿易協定に定める米国産牛肉に関するSG措置の**適用の条件を修正し**、次の**3つの条件**を全て満たした場合、同措置が適用される仕組みとすることを定めている。
 - ① 米国産牛肉の合計輸入数量が、**日・米貿易協定附属書Iに定める各年のSG発動水準**を超過。
 - ② 2022年度以降について、**米国及びCPTPP締約国からの合計輸入数量**が、**CPTPPの発動水準**を超過。
 - ③ **2022～2027年度**について、米国産牛肉の合計輸入数量が**前年の輸入実績**を超過。

<締結の意義>

- 本議定書の締結により、新たな仕組みの下で、米国産牛肉に関するSG制度の目的である輸入の急増への適切な対応を引き続き確保するとともに、日米経済関係の一層の発展を促すことが期待される。



※米国からの実績数量について、2018及び19年度は上記数量のうち各25.5、19.0万トンが協定発効前の最恵国税率(38.5%)で、2020及び21年度は上記数量の他に各0.5、0.6万トンが発動後の税率(最恵国税率38.5%)で輸入。

(参考) セーフガードは関税暫定措置法に一般化して規定しており、改正議定書の内容については、現行の法律に基づいて実施することが可能であるため、関税関係法の改正は不要。

インド太平洋経済枠組み（IPEF）

1. 経緯

- 2022年5月23日、米国が、バイデン大統領訪日時に、枠組みの立上げを発表。
- 2022年9月9・10日、閣僚級会合を開催（於：ロサンゼルス）。以下の4つの柱に関する閣僚声明を発出。

2. IPEFの概要

- 参加国：日・米・豪・ブルネイ・フィジー・インド（柱①を除く）・インドネシア・韓国・マレーシア・NZ・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム（14カ国）
- 交渉分野：以下の4つの分野を柱として協力の枠組みを構築。

柱①貿易

- 労働
- 環境
- デジタル経済
- 農業
- 透明性及び良き規制慣行
- 競争政策
- 貿易円滑化
- 包摂性
- 技術支援及び経済協力

柱②サプライチェーン

- 重要分野及び物品の基準の策定
- 重要分野と物品における強靭性及び投資の増加
- 情報共有及び危機対応のメカニズムの構築
- サプライチェーンにおける物流管理の強化
- 労働者の役割の強化
- サプライチェーンにおける透明性の向上

柱③クリーンな経済

- エネルギー安全保障及びエネルギー移行
- 優先部門の温室効果ガス排出削減
- 持続可能な土地、水及び海洋の解決策
- 温室効果ガス除去のための革新的技術
- クリーン経済への移行を可能にするインセンティブ

柱④公正な経済

- 腐敗防止
- 税
- キャパシティ・ビルディング及びイノベーション
- 協力、包摂的な連携及び透明性

WTO第12回閣僚会議（MC12）の概要

- 日程：2022年6月12日（日）～17日（金） ※当初の予定を実質2日間延長して終了
- 場所：スイス・ジュネーブ
- 我が国の出席者：細田経産副大臣、武部農水副大臣、三宅外務大臣政務官
(参考) WTO閣僚会議は原則2年に1度開催されるWTOの最高意思決定機関。当初2020年6月にカザフスタンで開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期。

主な成果の概要

- **閣僚宣言の採択**
2015年12月ケニア・ナイロビで開催された第10回閣僚会議以来の採択（6年半ぶり）。
- **WTO改革**
WTO改革に向けた作業の実施へのコミットメント、2024年までのWTO紛争解決制度の改革の実現に向けた議論の実施について合意。
- **漁業補助金協定**
漁業資源保護のために漁業補助金の廃止のルールを定める漁業補助金交渉について、違法、無報告、無規制の漁業等に関する補助金の原則廃止について合意。
- **電子的送信に対する関税不賦課モラトリアム**
第13回WTO閣僚会議までの延長に合意。
ただし、第13回閣僚会議の開催が2024年3月31日以降となる場合には、新たに延長の決定が行われない限り、2024年3月31日をもって失効する旨記載。
- **COVID-19パンデミック対応**
コロナ対応のための輸出規制措置が抑制的に行われるべきことや、貿易円滑化の重要性を強調。途上国におけるワクチンの生産等に必要な特許の使用について簡易な手続きに合意。

WCO（世界税関機構）の最近の取組の一例

WCO戦略プラン（2022-2025）

- 2022年6月に開催されたWCO総会（於：ベルギー・ブリュッセル）において、2022年7月からの3年間を対象とする新たなWCO戦略プランを承認。
- 重点的に取り組む分野
 - ✓ テクノロジーとイノベーション（主にデータの活用及びデジタル化の推進）
 - ✓ グリーン化（環境保護の推進と循環型経済への対応）

データ戦略

- 同WCO総会では、「データ戦略」についても議論・承認され、以下の項目を柱として、新たに設置されることとなったデータ作業部会を中心に取組を進めていくこととされた。
 - ✓ 国際的なデータの共有（グローバルな統計情報の充実等、匿名化された情報の交換方法等）
 - ✓ 技術革新の活用を最大化するための税関、民間、学者の専門家コミュニティ構築
 - ✓ 途上国税関に対するデータを活用する組織への移行支援（キャパビル、EBPMの浸透）

Eコマース（電子商取引）への対応

- 2018年に「Eコマース基準の枠組み」を策定し、継続的に見直しを実施。
- 税関に共有される情報の拡充に向け、Eコマース・プラットフォーマーを含む民間ステークホルダーを交えて、協力の在り方について議論。

WCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）の日本招致

概要

- RILO（Regional Intelligence Liaison Office）
 - ・ 密輸情報交換の促進のための世界税関機構（WCO）の地域オフィスであり、世界に12箇所。
 - ・ 日々の情報交換の他、地域レベル、全世界レベルの密輸取締り強化策を企画・実施。
 - ・ 日本が参加するアジア大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）は、現在、韓国税関がホスト。
（任期：～2023年12月）
- 本年5月18・19日にインドネシア・バリで開催されたWCOアジア・大洋州（AP）地域 関税長・長官会合において、**RILO・APの日本ホストが決定**。
（今回の決定による日本の任期は2024年1月から2027年12月までの4年間）

期待される効果

- RILO・APの日本ホストにより、
 - ・ 関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）となり、情報収集ネットワークの強化
 - ・ AP地域の取締り強化策を取り仕切れることから、日本の時々に関心事項に合った情報収集
 - ・ 税関のインテリジェンス分野における日本のプレゼンスの向上といった効果が期待でき、効果的・効率的な取締りが可能となる。

今後の取組

- 情報の拠点（ハブ）として機能すべく、WCO及びAP地域の税関当局との関係強化、税関分野における国際協力の推進に引き続き取り組む。

関税技術協力

- 経済的・地理的に結び付きの強いASEAN諸国を重点としつつ、各地域の特性に応じた支援を実施。
- JICA及びWCO（世界税関機構）等の国際機関との協調により効果的な支援を実施。
- 新型コロナウイルス感染症に対する水際措置の状況も踏まえつつ、令和4年度から対面による支援を段階的に再開。

主な実施形態と実施例

【受入研修】

日本で開催するセミナー等に開発途上国税関職員を受入れ

（例）アジア等の税関職員15名程度を受け入れ、税関研修所や税関での講義・視察を実施。参加者は各国が抱える課題に対してアクションプランを作成。

【専門家派遣】

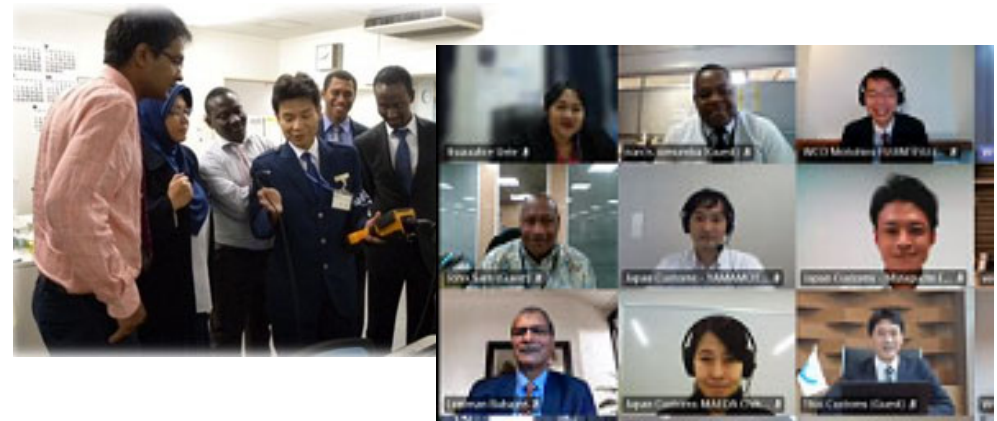
支援対象国で開催するセミナー等に日本税関職員を派遣

（例）WCO及びJICAと連携して実施している、アフリカ地域及び太平洋島嶼国の税関職員を対象に、指導教官となる職員を育成するマスタートレーナープログラムに、日本税関職員を専門家として派遣。

【JICA長期専門家】

JICAの予算を活用し、2～3年程度の期間、支援対象国に日本税関職員が専門家として常駐

（例）マレーシアにおける税関分析所の設立及び円滑な運用に向けた支援、タイ税関における人材育成能力強化に係る支援を実施。



※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面での実施ができなかったものの、オンラインによる技術協力を60件実施。

1. 最近の税関行政・関税制度

2. 国際関係

3. スマート税関構想2020・税関発足150周年事業

4. 令和5年度関税改正

スマート税関構想2020の主な進捗

スマート税関構想2020

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「**世界最先端の税関**」を実現させる**中長期ビジョン**。（2020年6月公表）

スマート税関構想の主な進捗

Solution (利便性の向上)

税関手続の一層のデジタル化

- 納税のキャッシュレス化
スマートフォン決済アプリによる納税に対応【2021年7月】
クレジットカードによる納税に対応【2022年2月】

越境電子商取引への対応

- 税関検査場における貨物の検査工程のオートメーション化
税関検査場に貨物検査を効率的に行うための設備（ベルトコンベアの敷設等）を整備【2022年4月】

Resilience (しなやかで頼もしい税関へ)

海岸線等の監視取締りににおける先端技術の活用

- ドローンの活用
海岸線や離島の監視取締りにドローンの活用を検討

災害等非常時に強いシステムの検討

- テレワーク環境の整備
柔軟な働き方のための環境整備として、テレワーク環境の更なる充実【2022年6月】

Multiple-Access (パートナーシップ強化)

関係機関・事業者との更なる連携

- AEO制度の利用拡大に向けた取組の推進
通い容器に関する再輸出免税及び再輸入免税手続の簡素化の対象について、AEO輸出者とAEO輸入者が異なる場合や特例申告貨物でない場合にも拡大【2022年4月】
- 外国税関との協力の深化
タイとのAEO相互承認を実施【2022年9月】

Technology&Talent (先端技術の活用と人材育成)

先端技術の積極的な導入・利活用

- AIによるX線画像審査支援
検査対象郵便物の自動選別を行うため、AIを活用【2022年4月】
- ビッグデータ解析
税関が保有するビッグデータ（輸出入実績等）をAIに学習させ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用【2021年7月】

税関を取り巻く新たな環境変化

スマート税関構想を取りまとめ後においても、モノ・ヒト・カネの流れの趨勢的な拡大に加え、

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
- ・ 越境電子商取引の拡大による輸入貨物の急増等によるサプライチェーンの変化の加速
- ・ 民間部門のデジタルトランスフォーメーションを含む経済社会全体のデジタル化の急速な進展
- ・ 経済安全保障上の脅威への対処を含む新たなニーズの出現

など、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、大きく変化

【参考】 新たな環境変化に伴い多様化・複雑化する税関業務への対応の必要性について、関税・外為等審議会答申で指摘（2021年12月）

- **新たな環境変化へ対応するとともに新たなニーズも的確に捉え、新たな施策に取り組む必要**
- **「スマート税関構想」を構想に留めることなく、スマート税関を実現していくことが重要**

今後の取組

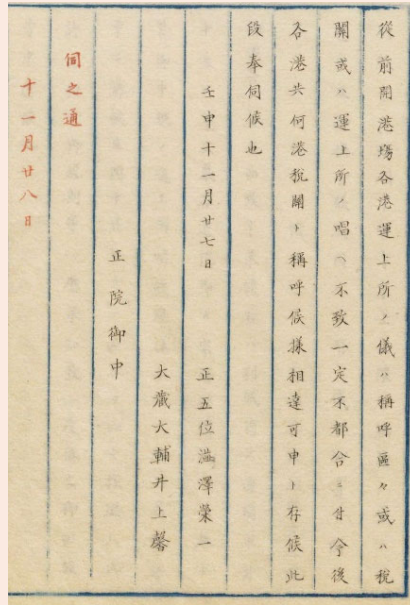
スマート税関構想をベースとしつつ、新たな環境変化に対応できるよう、新規施策を検討し、税関発足150周年を機に取りまとめる予定

税関発足 150周年事業

Japan Customs 150th Anniversary

History

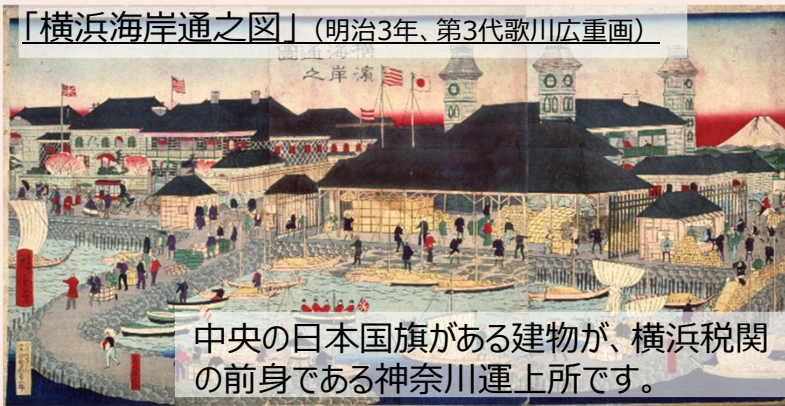
呼称統一した際の「照復文書」
井上馨氏と渋沢栄一氏が呼称統一に関わっていました。



(国立公文書館所蔵)

従前開港場各港運上所ノ儀ハ称呼區々或ハ税関或ハ運上所ト唱ヘ不致一定不都合ニ付今後各港共何港税関ト称呼候様相違可申卜存候此段奉伺候也
壬申十一月廿七日

正五位 渋澤栄一
大蔵大輔 井上馨
正院御中
伺之通
十一月廿八日



中央の日本国旗がある建物が、横浜税関の前身である神奈川運上所です。

(横浜開港資料館所蔵)

幕末の開港により各地に置かれた運上所は、明治5年11月28日（1872年）に税関へと呼称を改め正式に発足し、令和4年に150周年を迎えます。

明治5年、運上所から税関に呼称が統一され、正式に発足。経済発展に伴い、貿易量が増加し、それとともに税関行政の機能を強化してきました。



大正の関東大震災、**昭和**の戦争など、様々な困難を乗り越え、日本は貿易立国として大きく成長していきます。
貿易量が急増する中、税関は迅速な通関を確保するため、新たな制度やシステムを導入しました。
人流・物流の増加とともに密輸手口も多様化・巧妙化していき、税関も取締りの形を変えていくようになりました。

平成になると日本経済は安定期に入り、貿易量がさらに増加する中、税関は国際協力の推進、新制度の導入、通関手続きのデジタル化などにより迅速な通関に取り組んできました。
その一方で、厳格な密輸取締り及びテロという新たな脅威への対応のため、高性能な検査機器や先端技術の導入にも取り組んできました。



令和4年で発足から150年を迎える税関は、その時々課題に取り組みながら成長してきました。
これからも使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会を実現し、国民一人ひとりの幸せを守っていくため、世界最先端の税関をめざしていきます。

税関発足150周年事業 Japan Customs 150th Anniversary

Event



150周年を機に、これまで税関が果たしてきた役割・意義について、国民の皆さんに理解を深めていただけるよう、様々な周年事業を企画・開催しています。

I イベント

- 税関発足150周年記念式典（財務省・税関主催で開催予定）
- 小中学生絵画コンクール（日本関税協会と共催）
- 大学生フォーラム（関税局主催で開催予定）
- 全国で税関展、業務体験会等



II 情報発信

- 広報記念誌（税関HPで公開予定）
- 税関発足150周年特設サイト



水際で守る 日本の未来

150周年ロゴマーク、キャッチコピー

広報記念誌の一部（年表など）を特設サイトに掲載

特設サイトQRコード

ポスター

III 「税関発足150周年記念」発行物

- プルーフ貨幣セット（造幣局から発行予定）
- 特殊切手（日本郵便から発行予定）



プルーフ貨幣セット



特殊切手デザイン



1. 最近の税関行政・関税制度
2. 国際関係
3. スマート税関構想2020・税関発足150周年事業
4. 令和5年度関税改正

令和5年度関税改正の主要要望

改正項目	内容
暫定税率等の適用期限の延長等	<ul style="list-style-type: none"> • 暫定税率（412品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限の1年延長等 • 加糖調製品6品目については、併せて暫定税率の引下げ
暫定的減免税制度の適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> • 航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限の3年延長 <small><参考> 航空機部分品等免税制度は、航空機や人工衛星・ロケットの部分品等のうち、国産困難と認められるものについて、その関税を免除するもの 加工再輸入減税制度は、我が国から輸出された原材料が、外国で加工又は組立てられた後、特定の製品として再輸入される場合、原材料相当分の関税を軽減するもの</small>
分類変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> • プロポリス原塊等について、HS委員会の決定による分類変更に伴い、税細分を新設した上で、現行と同じ水準の関税率を設定 <small><参考> プロポリス原塊は、ミツバチが植物の分泌物やミツバチ自身の分泌物等を練り合わせて、巣に作られる粘土状の物質</small>
急増する輸入貨物への対応	<ul style="list-style-type: none"> • 越境電子商取引の拡大に伴い急増する輸入貨物への対応として、適正な輸入申告の確保等のために必要な制度の見直し
知的財産侵害物品の認定手続における簡素化手続の対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産侵害物品の認定手続について、権利者の事務負担軽減等のため、簡素化手続の対象に特許権、意匠権等を追加 <small><参考> 簡素化手続は、税関において知的財産侵害疑義物品が発見され、認定手続が開始された場合に、輸入者が侵害の該否を争わないときは、権利者及び輸入者からの証拠・意見の提出を不要として、税関長が侵害の該否を認定するもの</small>